

巡視艇中検修理（8－No. 4）

仕 様 書

第 八 管 区 海 上 保 安 本 部

第一章 一般

- 1 この修理は、船舶安全法その他関係法令に基づいて施工し、所要の検査に合格しなければならない。
また、検査に関する手続きは受注者が行い、その検査申請に当っては、検査職員の確認を受けてから行うものとする。
なお、管海官庁に受理された船舶検査申請書の写しを検査職員及び船舶技術課に提出するものとする。
- 2 この修理の施工に当たっては、監督職員の監督を受け、検査職員の検査に合格しなければならない。
- 3 この修理に使用する材料は、この仕様書で指示する場合を除き、現在使用している材料と同等の品質又はそれ以上のものを使用するものとする。また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、特定調達品目として定められているものにあつては、同基本方針の「判断の基準」及び「配慮事項」に適合する材料を使用する。なお、船舶安全法等の規定により、本基準に従うことが困難な場合にあっては、監督職員の指示により処理するものとする。
- 4 受注者は、監督職員が必要と認めてその旨を指示したときは、工程表を提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 この修理の施工に当たり、撤去品等が発生した場合は、監督職員の指示により処理するものとする。
- 6 この修理期間中、本船の保安及び災害防止並びに安全管理については、直接本船乗組員の責めに帰すべき場合を除き、受注者がその責めに任ずるものとする。
- 7 この修理期間中受注者は、本船の自活用の電力及び飲料水を供給するものとする。なお、その使用量については協議のうえ別途契約するものとする。
- 8 この修理期間中受注者は、修理のために必要な、ほう炊及び居住の代替施設を供給するものとする。
- 9 この修理期間中受注者は、感染症予防対策にかかる必要な処置を講ずるものとする。なお、詳細については協議のうえ行うものとする。
- 10 仕様書に特記の無い場合又は疑義を生じた場合は、監督職員と協議し、監督職員の指示による施工を行うこと。
- 11 本文中、特記のない単位はmmとする。
- 12 仕様書で「官給」と特段記載のない部材については受注者手配とする。
- 13 引き渡し期限 令和8年10月22日
ただし、修理開始日は、 令和8年10月13日 以降とする。
- 14 図書及び検査記録等提出期限は、令和8年11月20日とする。

第二章 官 給 品

品 名	規 格	単位	数量	官 給 場 所	備 考
プロペラ用アルミ合金陽極	Φ125×80×143	個	2	受注者工場	

第三章 船体部

1 船体上下架

(1) 主要目

総トン数	26トン
全長	19.60m
幅	4.50m
深さ	2.31m

(2) 滞架日数

本修理にかかる滞架日数は5日とする。

(3) 要領等

上架要領図を参照し、入念に盤木調整し、安全確実に上下架を行う。

2 居住区等の防汚処置

修理仕様に指示するほか、操舵室、乗員室の各床、椅子、テーブル、ソファ、階段及び暴露部上甲板にビニールシート（延べ約34㎡）による防汚処置を本修理開始前に施工し、本修理完了後、同処置の撤去及び掃き掃除を行う。

3 船底保護亜鉛

(1) トランサム部に取付けられた保護亜鉛（300×150×30）8個の衰耗状況及び取付け状況を目視により確認し、主任監督職員に速報する。

(2) 次に示す保護亜鉛7個について取替える。

取替え後、監督職員が指示する保護亜鉛3個について導通確認を行う。
船尾管ガードプレートの取外し復旧は付帯とする。

ア 舵板	(150×70×25)	4個
イ 船尾管	(150×70×25)	2個
ウ シーチェスト（消防）	(150×70×25)	1個

(3) 衰耗状況記録書を2部（本部1部、本船1部）提出する。

4 清水タンク

(1) 清水タンク（FRP製 300リットル）のマンホール（1個）を開放、内部清掃を行い、パッキン（ネオプレーン5t 310×210）1枚取り替えのうえ復旧する。

(2) 清水を補給し、清水補給後24時間経過したタンクの清水について水質検査を受け、水質証明書2部（本部1部、本船1部）を提出する。

5 受検等

(1) 舵

ア 両舷舵の完全拔出し、清掃、手入れ、舵軸・軸受間隙計測を行い受検及び復旧する。

イ 次の部品を交換する。

舵軸管パッキン (Xパッキン $95\phi \times 125\phi \times 16t$) 4個

ウ 計測記録表を2部 (本部1部、本船1部) 提出する。

(2) 膨脹式救命筏

膨脹式救命筏 (第1種・6人用 藤倉ゴム工業 H11年1月製) 2基について、整備認定事業場により、次の法定点検整備を行い受検、復旧する。

なお、ウィークリング取替え、自動索 (固縛ワイヤー含む) 及びもやい綱、同筏の取外し、復旧は付帯とする。

整備後、整備記録表を2部 (本部1部、本船1部) 作成し、提出する。

ア 外観点検

イ ガス充気装置の点検

ウ 艀装品の点検

エ 荷重試験

オ 耐圧試験

カ 漏えい試験

キ 安全弁作動試験

ク 乗込台機能確認

ケ 自動離脱装置の外部点検及び作動試験

コ 積付け等の検査

サ 収納点検

(3) 弁類

次の弁を開放、清掃、摺合せ、パッキン取替えのうえ復旧する。

船底弁及び最高航海喫水線以下で船外に通じる弁について受検する。

ア 船底弁

便所 25A × 1個

イ 船外弁

シンク用 40A × 1個

汚水タンク用 25A × 1個

冷房用 (排出) 20A × 1個

(4) 閉鎖装置等

閉鎖装置、排水装置、船灯類、索類、航海要具、喫水マーク等を受検、復旧する。

なお、索類、航海要具の配列及び復旧は乗員作業とする。

6 検査記録

本仕様に基づく船体、機関部及び電気部の検査記録、計測記録等は取りまとめのうえ製本し、2部（本船1部、本部1部）提出する。

7 汚物管

汚物管及び便器2個（電動マリントイレ：JABSCOモデル37010 DC24V）、電動ポンプ1台を取外し、汚物管清掃、便器底部清掃、ポンプ取付部のパッキンを取替及びストーム弁の開放、清掃を行い復旧する。

汚物管 40A×約1.5m

ストーム弁 40A×1個

第四章 機関部

1 軸系

プロペラ

製造所 かもめプロペラ株式会社

型式 3翼FPP

数量 2台

プロペラ翼

直径 $\phi 770\text{mm}$

材質 ALBC3 (CAC703)

プロペラ軸

径 $\phi 90\text{mm}$

長さ 5,044mm

- (1) 両舷プロペラ翼及び軸表面を、BCカップブラシを使用し清掃（バフ仕上げ）する。
- (2) プロペラ軸と軸受（中間・張出）の間隙を計測し、記録表を2部（本部1部、本船1部）提出する。
- (3) プロペラ軸トルク（上架前・下架後 クラッチ中立）を計測し、記録表を2部（本部1部、本船1部）提出する。
- (4) 官給するプロペラ用アルミ合金陽極（ $\phi 125 \times 80 \times 143$ ）2個を取替える。
- (5) 両舷プロペラ及び軸表面に防汚塗料（ベルボトム3Kg又は同等品）を塗装する。

2 ビルジポンプ

- (1) 手動ビルジポンプ（ウィング式）を開放、清掃、点検、組立、調整、復旧、受検する。
- (2) 左舷主機駆動ビルジポンプ（自吸ゴムローター式 $130\text{L}/\text{min} \times 5\text{m}$ ）1個の効力試験を受検する。
なお、効力試験操作は乗組員による。

3 諸タンク

(1) 燃料油タンク

ア 燃料油タンク（ $1300\text{L} \times 2$ 個）のマンホールを開放し、内部清掃、点検、手入れ、受検及び復旧する。

イ 燃料油（約 1000L ）の陸揚げ、保管、積込みを行う。

ウ マンホールパッキン（ネオプレーン $6\text{t} \times 600\phi$ ）2枚の取替えを行う。

(2) 燃料油タンク諸弁

次の弁を開放、清掃、摺合せ及び復旧する。

なお、グランドパッキン等の取替えは付帯とする。

ア	取出弁（非常遮断弁）	40A	2個
イ	ドレン弁（自動閉鎖弁）	25A	2個
ウ	油面計元弁（玉型弁）	20A	2個

4 船底弁

次の船底弁を開放、清掃、摺り合わせ（バタフライ弁を除く）、受検、復旧する。

なお、バタフライ弁についてはスピンドル及びディスクを取外す。

パッキン取替、接続配管脱着は付帯とする。

消防ポンプ用（バタフライ弁）	125A	1個
主機関用（バタフライ弁）	80A	2個
主機関非常用（バタフライ弁）	80A	1個
補助発電原動機用	25A	1個

5 効力試験

(1) 主機関の効力試験を実施し受検する。

海上運転成績表を2部（本部1部、本船1部）提出する。

(2) 非常遮断弁の遠隔閉鎖作動試験（操作は乗組員による）を行い、受検する。

(3) その他検査官指摘事項

6 検査記録等

本仕様に基づく機関部の検査記録、計測記録は取りまとめのうえ製本し、記録表2部（本部1部、本船1部）提出する。

7 空調装置

(1) 次のコンデンシングユニットを洗淨剤（クリダインB114又は同等品）10L、中和剤（クリダインN又は同等品）5kgを使用し、薬品洗淨する。

- ・第1系統 コンデンシングユニット（WFA-16） 1台
- ・第2系統 コンデンシングユニット（WFAH-7） 1台

(2) 試験等

各部復旧後、試運転を行い良態を確認する。（ガス漏洩検査及びガス補充を含む）

なお、フロンガスの回収、充填を行った場合には、それぞれ「フロン回

収証明書」、「フロン充填証明書」を各 2 部（本部各 1 部、本船各 1 部）提出する。

第五章 電気部

1 絶縁抵抗測定

電気機器及び電路の絶縁抵抗を測定し受検する。

露出金属部及び金属被覆の接地確認を含む。

(記録表 2 部 (本部 1 部、本船 1 部) を提出する。)